

令和 8 年 8 月 2 7 日

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者：
住 所 東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号
商号又は名称 前田建設工業 株式会社
- 2 指名停止の期間：
令和 8 年 8 月 2 7 日 ～ 令和 8 年 9 月 2 6 日(1 ヶ月間)
- 3 事実概要：
前田建設工業株式会社の社員が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札を巡り、同社が有利となる評価基準案を市に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金を供与する贈賄行為を行ったことが明らかになった。
- 4 指名停止の理由：
「うきは市指名停止等措置要綱」第 3 条に定める別表その 2 第 1 2 号「別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」に該当することから、指名停止期間は 1 ヶ月とする。

[うきは市指名停止等措置要綱 別表その 2 第 1 2 号該当]

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 カ月以内